東久留米市勤労市民共済会職員の給料及び旅費に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、東久留米市勤労市民共済会（以下「勤労市民共済会」という。）事務局職員の給料及び旅費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（事務局職員の給料）

第２条　勤労市民共済会事務局職員の給料は次の額とする。

事務局長　　月額　２３８，５００円

事務局員　　月額　１７４，６００円

２　期末勤勉手当は東久留米市再任用職員の支給月数に準じた額とする。

（勤務条件等）

第３条　勤務条件等については、東久留米市非常勤嘱託職員に関する要綱第６条から第13条を準用する。（ただし、嘱託職員を事務局職員に、市長を会長に読み替えるものとする。）

（旅費）

第４条　勤労市民共済会事務局職員が公務により旅行したときは、旅費として、東久留米市職員の旅費に関する条例（昭和３６年９月２７日条例第１８号）に準じて支給する。

付則

この規程は、平成１５年４月１日から施行する。

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

付則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　新規規程に定める効力の発生は、平成３０年度以降雇用の事務局職員に適用

し、平成２９年以前雇用の事務局職員については、従前の例により算出した次の額とする。

事務局長	月額	２０２，８００円
事務局次長	月額	１７４，６００円

付則

この規程は、平成３０年４月２４日から施行し、改正後の東久留米市勤労市民共済会職員の給料及び旅費に関する規程の規定は、平成３０年４月１日から適用する。